

参考資料

浦安市被災者生活再建支援金支給規則（令和2年規則第21号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>住宅</u> 災害の被害認定基準について（<u>令和3年6月24日付け府政防第670号</u>内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。</p> <p>(2)・(3) 省 略</p> <p>(4) <u>住宅被害支援金</u> 支援金のうち、住宅の被害の程度に応じて支給するものをいう。</p> <p>(5) <u>住宅再建支援金</u> 支援金のうち、住宅を再建する方法に応じて支給するものをいう。</p> <p>（支給の対象者）</p> <p>第4条 支援金の支給の対象となる者は、対象自然災害が発生した際に市内に居住していた世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主とする。ただし、法第3条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援金の支給の対象としない。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) <u>対象自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）</u></p> <p>（支給の申請）</p> <p>第6条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主は、浦安市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 住宅 災害の被害認定基準について（<u>平成13年6月28日付け府政防第518号</u>内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。</p> <p>(2)・(3) 同 左</p> <p>(4) <u>基礎支援金</u> 支援金のうち、住宅の被害の程度に応じて支給するものをいう。</p> <p>(5) <u>加算支援金</u> 支援金のうち、住宅を再建する方法に応じて、<u>基礎支援金に加算して支給するものをいう。</u></p> <p>（支給の対象者）</p> <p>第4条 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>（支給の申請）</p> <p>第6条 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

(4) 住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅の建設、購入、補修又は賃借に係る契約書等の写し

(5)・(6) 省 略

2 前項の規定による申請は、当該支援金の支給に係る対象自然災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては13月を経過する日までに、住宅再建支援金にあつては37月を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

別表 (第5条)

被災世帯の区分	<u>住宅被害支援金</u>	<u>住宅再建支援金</u>	
省 略			
中規模半壊世帯		建設又は購入	<u>100万円</u>
		補修	<u>50万円</u>
		賃借（公営住宅への入居を除く。）	<u>25万円</u>

備考

- 1 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯に対する住宅被害支援金及び住宅再建支援金の額は、上記の金額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 2 被災世帯の区分のうち、2以上に該当するときの当該世帯主に対する住宅被害支援金の額は、100万円を限度とする。
- 3 住宅再建支援金の区分のうち、2以上に該当するときの当該世帯主に対する住宅再建支援金の額は、該当する住宅再建支援金の区分に定める額のうち最も高いものを限度とする。
- 4 既に交付された住宅被害支援金又は住宅再建支援金がある場合において、新たに交付する住宅被害支援金又は住宅再建支援金の額は、この表に規定する住宅被害支援金又は住宅再建支援金の額から既に交付された住宅被害支援金又は住宅再建支援金を控除した額とする。

(4) 加算支援金の申請を行う場合にあつては、住宅の建設、購入、補修又は賃借に係る契約書等の写し

(5)・(6) 同 左

2 前項の規定による申請は、当該支援金の支給に係る対象自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

別表 (第5条)

被災世帯の区分	<u>基礎支援金</u>	<u>加算支援金</u>
同 左		

備考

- 1 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯に対する基礎支援金及び加算支援金の額は、上記の金額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 2 被災世帯の区分のうち、2以上に該当するときの当該世帯主に対する基礎支援金の額は、100万円を限度とする。
- 3 加算支援金の区分のうち、2以上に該当するときの当該世帯主に対する加算支援金の額は、該当する加算支援金の区分に定める額のうち最も高いものを限度とする。
- 4 既に交付された基礎支援金又は加算支援金がある場合において、新たに交付する基礎支援金又は加算支援金の額は、この表に規定する基礎支援金又は加算支援金の額から既に交付された基礎支援金又は加算支援金を控除した額とする。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第1号様式(第6条第1項)

浦安市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

浦安市被災者生活再建支援金の支給を受けたいので、浦安市被災者生活再建支援金支給規則第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者氏名 _____

申請回数(支給番号)	
初回	2回目以降 ()

1 被災時の世帯の状況

世帯の人数	1人(単身世帯)・2人以上(複数世帯)	
ふりがな		生年月日
世帯主の氏名		年 月 日
被災した住宅の住所 (被災住所)		

2 被災世帯の現住所及び連絡先

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合はにを記入し下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	()

別 記

第1号様式(第6条第1項)

浦安市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

浦安市長 様

被災者生活再建支援金の支給を受けたいので、浦安市被災者生活再建支援金支給規則第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者氏名

支給番号

1 被災時の世帯の状況

世帯の人数	1人(単身世帯)・2人以上(複数世帯)
ふりがな	
世帯主の氏名	
被災した住宅の住所	

2 被災世帯の現住所及び連絡先

現在の住所	〒
電話番号	()

3 住宅の被害

被災日	年 月 日
被害状況	全壊 ・ 半壊解体 ・ 敷地被害解体 ・ 大規模半壊 半壊解体 ・ 敷地被害解体の場合はその理由

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

3 申請額

(1) 申請する住宅被害支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由:
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100万円	75万円			
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B): 万円

(2) 申請する住宅再建支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D): 万円
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補 修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅への入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円	
補修	50万円	37.5万円			
賃貸住宅 ※公営住宅への入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

-----市記入欄-----

市本人確認欄

--

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	契約書 の写し	その他

改 正 前

4 申請額

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書類等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し り災証明書 その他 ()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B): 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書類等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()
補 修	100万円	75万円	100万円	75万円	
賃貸住宅 ※公営住宅への入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C-D): 万円					

注意事項

- 備考欄の添付書類は、該当するものを○で囲んでください。その他の場合は、書類名も記入してください。
- それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市記入欄 (災害名)

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第3号様式（第8条）

浦安市被災者生活再建支援金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって支給決定のあった

年度浦安市被災者生活再建支援金について、浦安市被災者生活再建支援金支給規則第8条の規定により次のとおり、請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
種 別		口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番 号	

第3号様式（第8条）

浦安市被災者生活再建支援金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

住 所
氏 名 Ⓔ

年 月 日付け 第 号をもって支給決定のあった

年度浦安市被災者生活再建支援金について、浦安市被災者生活再建支援金支給規則第8条の規定により次のとおり、請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
種 別		口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番 号	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、公布の日から施行する。